

事業主の皆さまへ

健康保険のマイナンバー（個人番号）対応をお願いします



平成28年1月よりマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まり、今後、健康保険組合が行う各種手続きでも、マイナンバーを利用した事務を行うことになります。

その準備として、**既存の加入者（被保険者並びに被扶養者）のマイナンバーを事業主様が取得し、当組合に提出していただくこととなりますので、ご協力の程よろしくお願ひします。**

1 マイナンバー制度とは？

- ・複数の機関に存在する個人の情報が同一人のものであるという確認を行うための制度です。社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤です。
- ・マイナンバー制度の導入により健康保険組合は、①マイナンバーが記載された届出書等の提出を受けて加入者のマイナンバーを取得し、②情報提供ネットワークシステムを通じて、関係各機関と情報照会や情報提供などの連携を行います。これにより、今まで手続きの際に用意していた添付書類などが不要となり、事務の簡素化が図られます。

2 事業主がマイナンバーを取り扱うことができますか？

事業主の皆さまには、法令(※)に基づいて、加入者のマイナンバーが記載された届出書の提出等の事務を行っていただくため、その事務の範囲内でマイナンバーを取り扱うことができます。

ただし、マイナンバーの利用範囲は、社会保障・税及び災害対策に関する事務に限られており、マイナンバーを取り扱うことができるのは、「個人番号利用事務実施者（健康保険組合等）」と「個人番号関係事務実施者（事業主やマイナンバーを取り扱う担当者等）」に限定されています。

※「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第14条」及び「健康保険法第197条」

3 マイナンバーを取り扱う上での注意事項

- ・マイナンバーを含む個人情報は「特定個人情報」とされ、個人情報保護法が適用になります。
- ・マイナンバーを取得するにあたっては、あらかじめ利用目的を本人に通知または公表しなければなりません。

マイナンバーを取得する際は、健康保険に関する個人番号関係事務において利用することを明示してください。マイナンバーは健康保険のほか、給与所得の源泉徴収票、支払調書、厚生年金保険被保険者資格取得届等の書類にも記載が必要となります。マイナンバーを他の事務に利用することが想定される場合は、あらかじめ複数の利用目的を包括的に明示して取得、利用してください。

- ・マイナンバーは、本人の同意があっても法定された場合以外に使用、提供することが禁止されているなど、厳格な取扱いが必要となります。また、漏えい、滅失または毀損の防止等の安全管理措置を実施しなければなりません。個人情報保護委員会「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に従って、適正な取扱いを行ってください。

4 どのようにマイナンバーを取得し、提出しますか？

マイナンバーの 取得と提出

マイナンバーを取得し提出する対象は、**平成29年1月1日時点で当組合に加入している被保険者並びに被扶養者**です。マイナンバーの提出方法につきましては、**アンケート調査（別紙参照）を行いますので、ご回答くださいますようお願い申し上げます**。なお、提出時期等の詳細については、決定次第お知らせいたします。

※平成29年1月1日以降の新規加入者は、マイナンバー欄がある新しい資格取得届や被扶養者異動届等を用いてマイナンバーを提出していただくことになります。

マイナンバー 取得時の 本人確認

マイナンバーを取得する際は、原則として「番号確認」と「身元確認」の本人確認が必要となります。番号確認は、通知カードや個人番号カード、マイナンバーが記載された住民票の提示(郵送の場合は写し)を受けてください。また、身元確認は、免許証やパスポート等、顔写真入りの身分証明書の提示を受けてください。

※身元確認するまでもなく本人であることが明白な場合は、身分証明書の提示を求める必要はありません。また、被扶養者の身元確認は被保険者が行いますので、事業主が行う必要はありません。

被保険者への 依頼について

マイナンバーは、平成27年10月以降、国民一人ひとりに郵送されている「通知カード」に記載されています。被保険者にマイナンバーの提供を依頼する際は、通知カードを見て記載するよう依頼してください。

※健康保険被保険者証にはマイナンバーは記載されません。

※加入者向けのリーフレットを作成しましたので、被保険者への依頼の際等にご活用ください。

5 マイナンバーは、いつから使用しますか？

平成29年1月1日に向けて、各種申請書・届出書等の様式や申請事項等にマイナンバーを追加するなど、健康保険法施行規則などの厚生労働省関係省令の改正が行われる予定です。平成29年1月以降は、当組合に提出する各種届出書等に加入者のマイナンバーを記入していただくこととなります。

6 詳しい情報はどこで入手できますか？

- ・ 社会保障分野へのマイナンバー制度導入に関する事業主向けリーフレットと説明資料
厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>
- ・ マイナンバー制度について
内閣官房 <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
※「事業者向けマイナンバー広報資料」をご参照ください
- ・ 特定個人情報の取り扱い等について
個人情報保護委員会 <http://www.ppc.go.jp/index.html>
※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をご参照ください

